## 教職員の処分について

教職員の処分を次のとおり行いました。本件につきましては、関係者並びに 市民の皆様にご迷惑をおかけし、深くお詫び申し上げます。

## 1 「教職員の盗撮行為」に係る処分

項目	内 容
処分を受けた教職員	市立中学校教諭(再任用・61歳)
	(事案発生時は市立中学校長 (再任用))
事 案 の 概 要	当該教諭は、令和6年3月27日(水)正午頃、JR横浜
	線及び小田急線の駅構内及び電車内において、左足首に装着
	した小型カメラを用いて女性2名の下半身やスカート内を盗
	撮した。盗撮行為を目撃した男性乗客が当該教諭に声を掛け
	たことにより事案が発覚したもの。事案当日は、午後から時
	間休暇を取得していた。
	当該教諭は、同様の手口で令和5年12月初旬から、10
	~12回程度、高校生を含む10代から40代と思われる女
	性を盗撮していた。
処 分 の 内 容	免職
処 分 年 月 日	令和6年4月18日

問合せ先 教職員人事課 電話 042-769-8279